

令和7年6月27日改訂

# 定 款

昭和化学工業株式会社

# 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、昭和化学工業株式会社と称する。

(本店所在地)

第2条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 珪藻土の採掘、加工、販売
2. 保温、保冷資材の製造、販売
3. 保温、保冷工事の請負および施工
4. 建築物の設計・施工および工事監理
5. 鉱物および土石の採掘、加工、販売
6. 一般化学工業薬品ならびに医薬品の製造、販売
7. 観光施設の設置経営
8. ホテル、旅館、料理・飲食業、浴場経営
9. 土地の埋立分譲ならびに不動産の取得売買斡旋
10. 遊園地その他の娯楽施設およびスポーツ施設の経営ならびに賃貸
11. 日用品雑貨の販売および酒類、煙草の販売ならびに食料品、その他飲料品の製造、販売
12. 経営上必要と認める他会社の株式所有および投資
13. 絵画、美術品の売買
14. 機械器具装置、設備の設計、製作、販売
15. 理化学的な委託試験、検査および研究
16. 農芸作物の苗付、育成およびその資材の製造、販売
17. 林産物、水産物、畜産物の加工、製造、販売
18. 水処理に関する機械ならびに関連商品の企画、開発、製造、販売および保守管理
19. 再生可能エネルギーならびに省エネルギーに関する設備の設計、製作、運用および保守管理
20. 情報処理および情報通信に関する機器およびシステムの企画、開発、構築、販売、賃貸、運用ならびに保守管理
21. 各種ワークショップ、セミナーならびにイベントの企画、運営、管理および実施
22. 前各号に関する企画、運営およびコンサルティング業務
23. その他前各号に附帯する一切の事業

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行する株式の総数は、3,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に支障あるときは、予め取締役会において定められた順位にしたがって他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。

2. 取締役社長に支障のあるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この日を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この日を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 3 3 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 3 4 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 3 5 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 3 6 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 3 7 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(会計監査人の責任免除)

第 3 8 条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、金 1,000 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 3 9 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 0 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 4 1 条 配当財産が金銭である場合は、期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第89期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上

改訂履歴

令和7年6月27日（現行）

令和6年6月27日

令和4年6月29日

令和元年6月27日

平成29年7月18日

平成29年6月29日

平成29年2月01日

平成28年6月29日

平成23年6月29日

平成21年6月26日

平成18年6月29日

平成16年6月29日

平成15年6月27日

平成14年6月27日

平成10年6月26日

平成06年6月29日

平成03年6月27日

昭和57年6月29日

昭和50年5月30日

昭和48年5月30日

昭和47年5月29日

昭和45年5月29日